

玄洋学園物品移転業務仕様書

1 業務の目的

下関市立本村小学校及び下関市立西山小学校（移転元）の備品、書類及び物品（以下「移転物品等」という。）を安全かつ確実に下関市立玄洋中学校（移転先）に移転させる。

2 業務場所

（移転元）

①下関市立本村小学校

下関市彦島本村町三丁目16番1号

②下関市立西山小学校

下関市彦島迫町五丁目13番21号

（移転先）

下関市立玄洋中学校

下関市彦島本村町二丁目8番1号

※移転元及び移転先ともにエレベーターなし

3 搬出日等

（1）搬出日は、下記の2日に分けて実施すること。

1日目：令和9年3月18日（木）

2日目：令和9年3月29日（月）

（2）上記（1）以外の日に搬出作業を行う必要が生じた場合は、事前に市及び学校と協議し、学校の下承を得たうえで実施できるものとする。

（3）搬出方法、搬出日程（追加日を含む。）及び作業時間等の詳細は、市及び学校との協議により決定し、受注者は市の確認を受けたうえで作業を実施すること。

4 業務内容

（1）市が指示する本村小学校及び西山小学校の移転物品等を玄洋中学校へ移転させること。なお、移転する移転物品等の物量等については、別紙1物品移転リスト、（3）納品消耗品の段ボール（中）の枚数及び業務に係る現地確認にて把握すること。

（2）西山小学校の耐火金庫を玄洋中学校に移転させること。

(3) 納品消耗品 (※見込み数)

- ・段ボール (中) 800枚 (予備含む)
- ・クラフトテープ 30本
- ・養生テープ 20本
- ・エアキャップ 6本
- ・移転ラベル 1,900枚

※車両費及び労務費については、物量を勘案し、当該業務の所要量を算出の上、積算金額に含めること。

(4) 運搬物品のうち、書架、キャビネット等の運搬に支障のある物品は、簡易に分解の上、運搬し、組み立てて設置すること。

(5) 消耗品は本村小学校及び西山小学校 (移転元) に納品すること。納品期限は12月中旬頃とし、詳細は別途協議のうえ決定する。なお、受注後は速やかに納品体制を整えること。

(6) 対象物品等のうち、搬出入の動線上、運搬に支障が生じる物は、簡易に分解の上、運搬すること。

(7) 現状運搬が困難な什器類については、内容物 (書籍等) の箱詰めを市において行う。

(8) 引越し荷物の搬出入の対象となる搬出入口、玄関、廊下通路、その他損傷、汚れ等のおそれのある場所 (以下「建物等」という。) について養生を行うものとする。なお、建物等に損傷、汚れ等が生じた場合は、原状回復を図るものとする。

(9) その他協議が必要な事項が発生した場合は、逐次遅滞なく市と協議の上、解決し業務を行うものとする。

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 完了報告

業務を完了したときは、速やかに成果報告書を提出すること。

7 注意事項

(1) 業務場所周辺道路の車両及び歩行者の安全並びに環境に十分配慮し、履行に際しては、市の指示に従うこと。

(2) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
別紙2 特記仕様書 (環境簡易編) のとおり

(3) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

別紙3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおり

8 その他

(1) 運送保険に加入すること。また、入札に当たっては、当該保険料を含めた積算金額にて応札すること。

(2) この契約に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。

(3) その他疑義が生じたときは、学校職員及び教育政策課職員と協議の上、決定すること。